

宿泊約款・利用規則 改定内容

| 宿泊約款 | | 2023年5月31日まで | 2023年6月1日より |
|------|----------------------|--|---|
| 第5条 | 宿泊契約締結の拒否 | (7) 宿泊に関して社会通念上必要な範囲を超える負担を求められたとき。 (9) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、または他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。 (11) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。 | (7) 宿泊に関して暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。 (9) 宿泊しようとする者が、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、または他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。 (11) 保護者の許可のない18歳未満の者のみが宿泊するとき。 |
| 第8条 | 宿泊の登録 | 2 お客様が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。 | 2. お客様が第12条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。 |
| 第10条 | 利用規則の遵守 | お客様は、当ホテルにおいては、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。 | お客様は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。 |
| 第12条 | 料金の支払い | 2 宿泊料金等の支払は、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックインの際に行っていただきます。 | 2 宿泊料金等の支払は、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックインまたは当ホテルが請求した際に行っていただきます。 |
| 第14条 | 契約した客室の提供ができないときの取扱い | 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設を斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、客室が出来ない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。 | 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設を斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、客室の提供ができない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。 |
| 第15条 | 寄託物などの取扱い | お客様がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、お客様がその種類および価額の申告を行わなかったときは、当ホテルはその損害を賠償しません。 2 お客様が当ホテル内にお持込みになった物品または現金ならびに、貴重品について、フロントにお預けにならないものに関しては当ホテルの故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。 | お客様がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは5万円を上限としてその損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、お客様がその種類および価額の申告を行わなかったときは、当ホテルはその損害を賠償しません。 2 お客様が当ホテル内にお持込みになった物品、現金または貴重品について滅失、毀損等の損害が生じた場合、フロントにお預けにならないものに関しては、当ホテルに故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。 |
| 第16条 | お客様の手荷物または携帯品の保管 | 2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、該当所有者に連絡するとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない時は、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察へ届けます。 | 2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、該当所有者に連絡するとともにその指示を求めるとします。所有者の指示がない場合または所有者が判明しない時は、発見日を含めて3日間保管し、その後最寄りの警察へ届けます。その他の物品については当ホテルの裁量により適宜処分いたします。ただし、消耗品や飲料、食品類その他衛生環境を損なう物、新聞・雑誌、傘、その他廃棄されたと判断したものは、すみやかに当ホテル所定の手順に従い処分いたします。 |
| 第17条 | 駐車場の責任 | お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。 | お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。当ホテルは、当ホテルが管理していない提携駐車場内における車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失または毀損については一切責任を負いません。 |
| 第19条 | 本約款・利用規則の変更 | 2 前項により、当ホテルが本約款等を変更する場合、本約款等を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、個別の通知および説明に代え、当ホテルの指定するホームページに掲載します。 | 2. 前項により、当ホテルが本約款等を変更する場合、本約款等を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、個別の通知および説明に代え、当ホテル所定のウェブサイトに掲載します。 |
| 別表第1 | 備考 | 備考 基本宿泊料は、フロント・パンフレットに提示する料金表によります。 | 備考 基本宿泊料は、フロント・パンフレットに提示する料金表によります。 税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。 |
| 別表第2 | 注意書き | 6/1以降のものに統一 | 1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。 2. 予約されたプランや、旅行会社経由等の申込先によって上記内容とは異なる場合がございます。 |
| 利用規則 | | | |
| 1 | 客室のご利用について | (3) 未成年の方の単独のご宿泊は、お断りさせていただきます。また、心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして、他のお客様に不安と迷惑をおよぼす行為もご遠慮ください。 (5) 資源を大切に使うため節電・節水にご協力をお願いいたします。 | (3) 18歳未満の方の単独のご宿泊は、お断りさせていただきます。宿泊日の前までに保護者の方から「宿泊同意書」をご提出いただいた場合に限り認めております。また、心身耗弱、薬物、飲酒等により理性を失うなどして、他のお客様に不安と迷惑を及ぼす行為もご遠慮ください。 (5) 限りある資源を大切に使うため、節電・節水等にご協力をお願いいたします。 |
| 4 | 客室内 | (1) 客室内および廊下では、ホテルの許可なく暖房用・炊事用等の火気およびキャンドル等を使用しないでください。また、客室内での調理は固くお断りいたします。 - (2) 喫煙可能なお部屋であっても、火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はご遠慮ください。 (3) 喫煙スペースを除き、ホテル内での喫煙は固くお断りいたします。 (7) ホテルの外観を損なう物を窓側に置かないでください。 - | (1) ホテル内の暖房用、炊事用等の火器（客室内設置の火器を除く）およびお持ち込みのアイロン等 はご使用にならないでください。 (2) 喫煙が可能であることが明示された客室を除き、客室内での喫煙（加熱式タバコ、電子タバコを含む）は固くお断りいたします。喫煙が可能であることが明示された客室以外の客室での喫煙が確認された場合、客室のクリーニングに要する費用として、ホテル所定の金額を申し受けれます。 (3) 喫煙可能なお部屋であっても、火災になりやすい場所、特にベッドの上での喫煙はご遠慮ください。 - (7) 客室の窓に写真、ポスターを貼付するなど、ホテルの外観を損なう物を窓側に置かないでください。 (8) ユニットバス内での染毛・漂白剤等は使用しないでください。 |
| 6 | お預かり物・お忘れ物 | お預かり物・お忘れ物の保管期間は、以下のとおりといたします。 (1) 食品（未開封のもの） 発見日から3日間 (2) 食品以外のもの 発見日から1ヶ月間 保管期間内にお引き取りにならない場合は、お客様がその所有権を放棄したものとみなし、ホテル側で自由に処分できるものとします。これに対して、お客様は異議を申し立てることができないものとします。 | お預かり物の保管期間は、3日間とさせていただきます。保管期間内にお引き取りにならない場合は、お客様がその所有権を放棄したものとみなし、ホテルが自由に処分できるものとします。これに対して、お客様は異議を申し立てることができないものとします。 お忘れ物の保管期間は、発見日を含めて3日間とさせていただきます。その後最寄りの警察へ届けます。ただし、消耗品や飲料、食品類その他衛生環境を損なう物、新聞・雑誌、傘、その他当ホテルで廃棄されたと判断したものは、即日処分いたします。 |
| 8 | 駐車場の利用 | - | (4) 駐車場敷地内での洗車は、原則ご遠慮いたしております。 |
| 9 | お会計 | (1) ご利用代金のお支払いは、現金、またはホテルが認めたご利用券、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等、もしくは当ホテルが認めたそれに代わるもので行っていただきます。 | (1) ご利用代金のお支払いは、現金、またはホテルが認めたご利用券、宿泊券、クレジットカード等、もしくは当ホテルが認めたそれに代わるもので行っていただきます。 |
| 12 | ホテル内の迷惑行為 | (1) 次のもののお持ち込み 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般（ただし盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません） 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある製品 悪臭および強い匂いを発する物 許可証のない銃砲・刀剣類 著しく多量のお荷物および物品 その他法令で所持を禁じられているもの (4) 備付品の移動、または使用目的以外のご利用 (6) ホテル外から飲食物の出前をとる行為 (7) 刺青のある方や泥酔者の大浴場のご利用 - | (1) 次のもののお持ち込み ① 犬・猫・小鳥等の動物・ペット類全般（ただし盲導犬、介助犬、聴導犬はこの限りではございません） ② 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある物品 ③ 悪臭および強い匂いを発するもの ④ 許可証のない銃砲・刀剣類 ⑤ 著しく多量または大型の物品 ⑥ その他法令で所持を禁じられているもの (4) 備付品の移動、または使用目的以外のご利用、客室以外の場所での所持品の放置 (6) 当ホテルが別途認める場合を除き、ホテル外から出前をとるなど、飲食物を持ち込む行為 新たに新設する「大浴場利用規則」へ (7) 喫煙が可能であることが明示された客室または館内の喫煙スペース以外の場所での喫煙（加熱式タバコ、電子タバコを含む） (9) 館内および敷地内で他のお客様にご迷惑になるような写真・動画撮影 |
| 13 | | (10) 当ホテルの許可なく、当ホテル施設内において営利・非営利を問わず事業の用に供する目的で写真・動画を撮影すること、およびまたは当ホテル施設内で撮影された写真・動画を営利・非営利を問わず事業の用に供する目的で公にすること - | 次に掲げる団体、個人については、当ホテル内諸施設のご利用をお断りいたします。 (イ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定める指定暴力団および指定暴力団連合またはその構成員、関係者、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。) (ロ) 反社会的勢力が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者 (ハ) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧的不当要求またはこれに類する行為を行ったと認められる場合 (ニ) 心神耗弱、薬物等による自己喪失等によりご自身の安全確保が困難であり、または他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがある者 (ヘ) 利用規則の違反について、当ホテルより注意を受けたにもかかわらず、ただちにその行為を止めなかった者 |

| | | | |
|----|-----------|---|---|
| 14 | 規則の変更について | (2) この規則の変更は、規則を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、個別の通知および説明に代え、当ホテルの指定するホームページに掲示し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。なお、同時に客室内にも備え置きます。 | (2) この規則の変更は、規則を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、個別の通知および説明に代え、当ホテルの指定するウェブサイトに掲示し、掲載の際に定める効力発生日から適用されます。なお、同時に客室内にも備え置きます。 |
|----|-----------|---|---|